

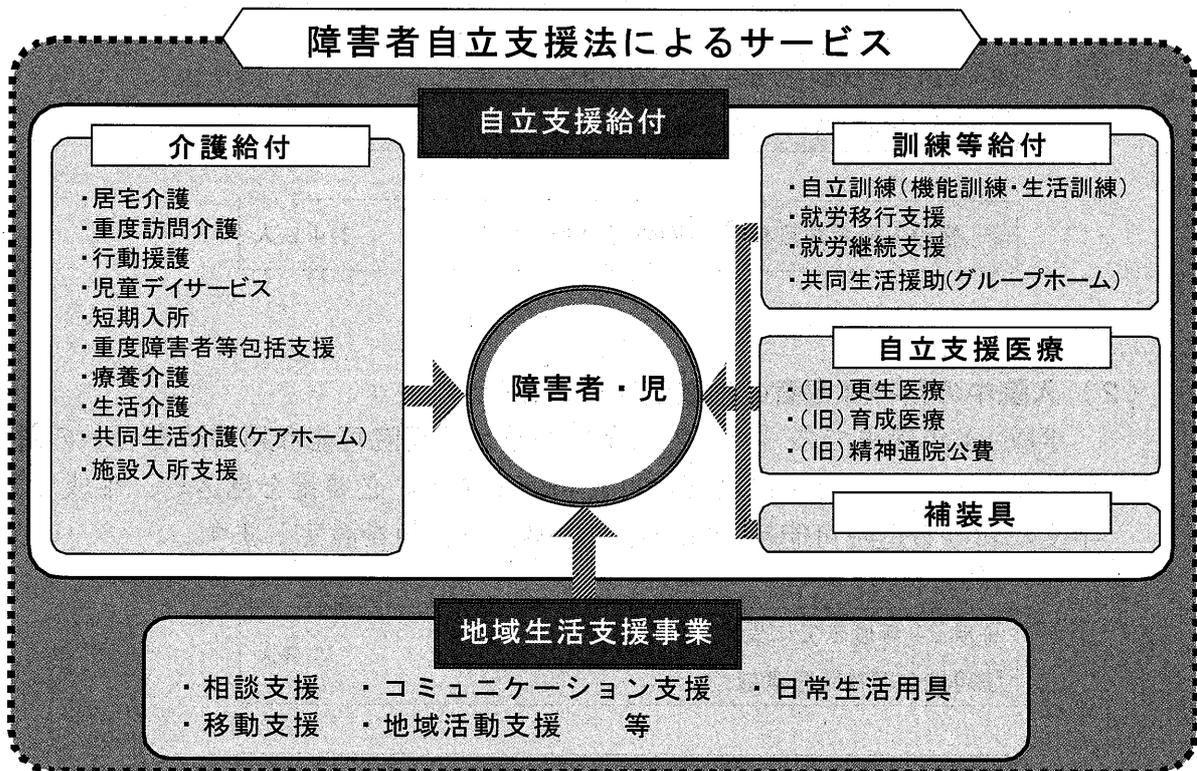
第3章 障害福祉サービスに関する施策

(障害福祉計画)

第1節 総合的な自立支援システム

障害者自立支援法による総合的な自立支援システムは、自立支援給付と地域生活支援事業から成り立っています。

福祉サービスは、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、利用者の状況に応じて市が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」で構成されています。「自立支援給付」には、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける際の「訓練等給付」などが位置づけられています。



第2節 基本目標

(1) 施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在、入所施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム*やケアホーム、一般住宅等に移行することが見込まれる人の数を見込み、その上で、平成23年度末の段階において地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、「現入所者の10%を地域生活に移行させ、最低限必要な待機者を入所させることにより、差し引き、7%以上の入所者数を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する」とされています。

A 施設入所者数（平成17年10月現在）	161人
B Aのうちグループホーム*・ケアホーム・一般住宅等に移行することが見込まれる人数	12人
C 施設入所者数目標値（平成23年度末）	149人

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成24年度までの「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の解消を目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定します。

平成24年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者数	43人
平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値	10人

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

平成 23 年度段階において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、「現時点の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることが望ましい。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成 23 年度までに現時点の福祉施設の利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成 23 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援（A 型）事業を利用することを目指す」とされています。

福祉施設利用者数（平成 17 年 10 月現在）	225 人
--------------------------	-------

A のうち平成 23 年度中に一般就労に移行する者の数目標値	4 人
--------------------------------	-----

第3節 障害福祉サービス必要量の見込み

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

ホームヘルパー*を派遣し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動支援などを総合的に行います。

(3) 行動援護

自己判断能力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障害者(児)または統合失調症等の重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人）が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

(4) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

[サービス見込量] ※ 各年度10月利用分の推計値

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
居宅介護	926.5 時間分	950 時間分	973.5 時間分	1,048.5 時間分
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				

(5) サービス見込量確保のための方策

利用者のニーズを的確に把握し、在宅における介護支援方策について検討します。サービスの実施にあたっては、介護保険と連携して進めていきます。

今後、サービス利用の拡大が見込まれることから、障害福祉サービス事業だけでなく介護保険事業などの事業者に対しても呼びかけや情報提供を行うなど、見込量の確保に努めていきます。

サービスの量的な確保だけでなく、質の向上を図るため、人材育成のための取り組みを推進します。

困難事例への対応等を支援するために、自立支援協議会で調整を図ります。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介助を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

[サービス見込量] ※ 各年度 10 月利用分の推計値

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
生活介護	66 人日分	638 人日分	1,254 人日分	3,806 人日分

《生活介護の利用者像》

生活介護

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人。

- ①障害程度区分 3 以上（施設へ入所する場合は区分 4 以上）。
- ②年齢が 50 歳以上の場合は、障害程度区分が区分 2 以上（施設へ入所する場合は区分 3 以上）。

(2) 自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練のうち機能訓練は、身体障害者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション*や歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行をめざします。

自立訓練のうち生活訓練は、知的障害者・精神障害者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行をめざします。

[サービス見込量] ※ 各年度 10 月利用分の推計値

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
自立訓練（機能訓練）	0 人日分	22 人日分	22 人日分	88 人日分
自立訓練（生活訓練）	0 人日分	132 人日分	220 人日分	880 人日分

《自立訓練の利用者像》

機能訓練	生活訓練
<p>地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者。</p> <p>①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーション*の継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人。</p> <p>②盲・ろう・養護学校を卒業した人で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人。</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者。</p> <p>①入所施設・病院を退所・退院した人、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人。</p> <p>②養護学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人。</p> <p style="text-align: right;">等</p>

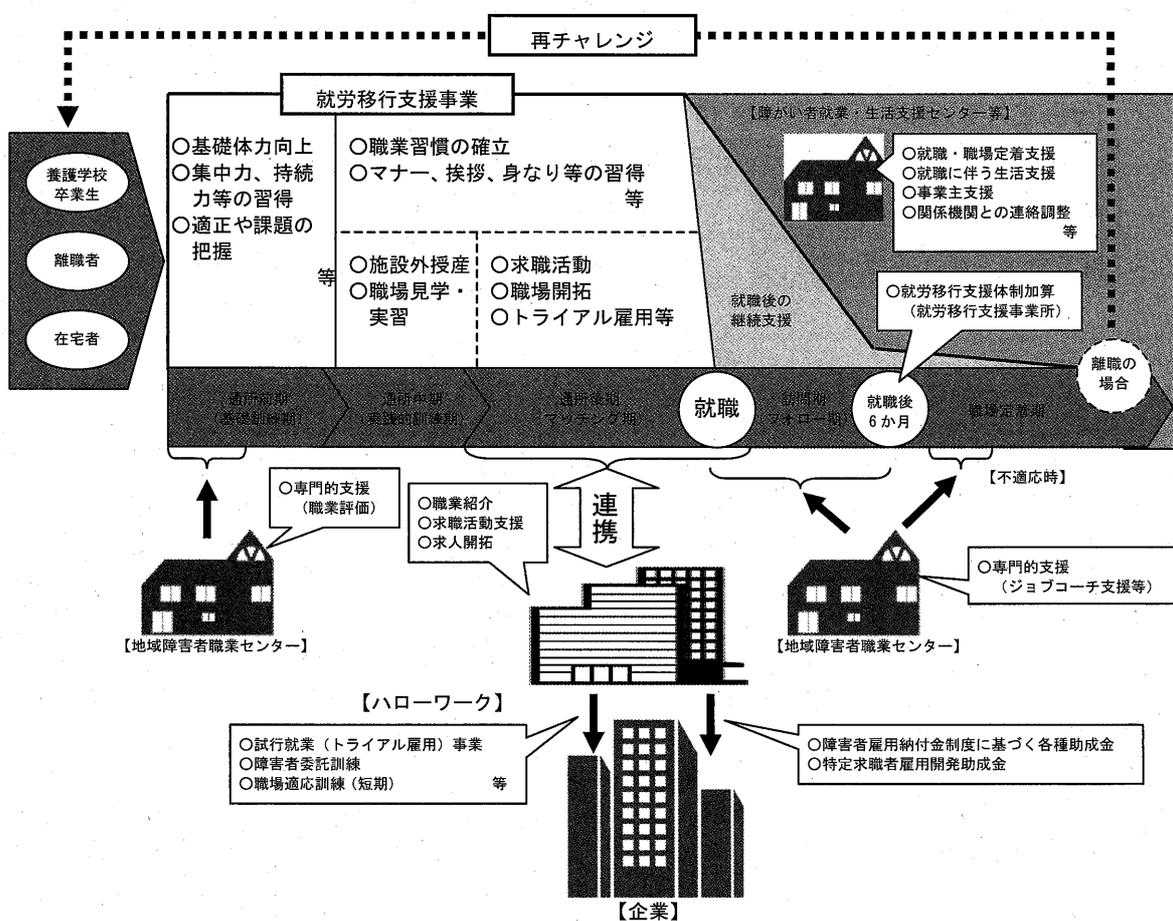
(3) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる人に対し、事業所内における作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援を実施します。

[サービス見込量] ※ 各年度 10 月利用分の推計値

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
就労移行支援	51 人日分	308 人日分	330 人日分	418 人日分

《就労移行支援のイメージ図》 ※「障害者白書(平成 18 年版)」より作成



《就労移行支援の利用者像》

就労移行支援

企業等への就労を希望する人、あるいは技術を習得し在宅で就労・起業を希望する人で、一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、就労に必要な知識および能力の向上、企業等とのマッチング等を図ることにより企業等への雇用または在宅就労が見込まれる人 (65 歳未満に限る)。

(4) 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者が事業所と雇用契約を結ぶ「雇用型」と、「非雇用型」があります。

雇用型は、養護学校卒業者や離職した人を対象に、雇用契約に基づき働きながら、一般就労も目指す事業です。なお、この事業の特徴として、定員の2割までの範囲で、定員とは別に、障害者以外の人を雇用することができます。

非雇用型は、年齢や体力面で一般就労が難しい人等を対象に、雇用契約は結ばずに、就労の機会を提供する事業です。なお、工賃の目標額を事業所毎に定め、その引き上げを図ることとしています。

[サービス見込量] ※ 各年度10月利用分の推計値

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
就労継続支援（雇用型）	0人日分	22人日分	88人日分	330人日分
就労継続支援（非雇用型）	0人日分	176人日分	440人日分	1,562人日分

《就労継続支援の利用者像》

雇用型	非雇用型
<p>次に掲げる人で、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人（利用開始時に65歳未満）。</p> <p>①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人。</p> <p>②盲・聾・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人。</p> <p>③企業等を離職した方等就労経験のある方で、現に雇用関係がない人。</p>	<p>次に掲げる人で、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人。</p> <p>①企業等や就労継続支援事業（雇用型）での就労経験がある人で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人。</p> <p>②就労移行支援事業を利用したが、企業等または就労継続支援事業（雇用型）の雇用に結びつかなかった人。</p> <p>③以上に該当しない方で、50歳に達している人、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（雇用型）の利用が困難と判断された人。</p>

(5) 療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。

[サービス見込量] ※ 各年度 10 月利用分の推計値

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
療養介護	0 人日分	0 人日分	3 人日分	19 人日分

《療養介護の利用者像》

療養介護
医療及び常時介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS 患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害程度区分 6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障害者で障害程度区分 5 以上の人が想定されます。

(6) 児童デイサービス

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

[サービス見込量] ※ 各年度 10 月利用分の推計値

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
児童デイサービス	286 人日分	286 人日分	286 人日分	286 人日分

(7) 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

[サービス見込量] ※ 各年度 10 月利用分の推計値

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
短期入所	52 人日分	59 人日分	62 人日分	68 人日分

(8) サービス見込量確保のための方策

見込量の確保を図るため、市内に所在する既存施設の利用状況を踏まえ、実情に応じた支援を強化するとともに、入所施設の新体系移行の支援に努めます。

就労継続支援においては安定的な仕事量の確保が重要であることから、授産製品の発注促進や販路拡大への取り組みの支援を行います。

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム*）

介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障害者、精神障害者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の世話を提供します。

(2) 共同生活介護（ケアホーム）

介護を必要とする知的障害者、精神障害者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、入浴、排せつまたは食事の介助等を行います。

[サービス見込量] ※ 各年度 10 月利用分の推計値

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
共同生活援助(グループホーム*)	50 人日分	53 人日分	58 人日分	80 人日分
共同生活介護(ケアホーム)				

《グループホーム*とケアホームの利用者像》

グループホーム*	ケアホーム
就労している人、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする人が想定されます。	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者と精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護、日常生活上の支援を必要とする人が想定されます。障害程度区分では、区分 2 以上の人が想定されます。

(3) 施設入所支援

施設に入所する障害者に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の世話等を行います。

[サービス見込量] ※ 各年度 10 月利用分の推計値

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
施設入所支援	4 人日分	6 人日分	32 人日分	149 人日分

《施設入所支援の利用者像》

施設入所支援
夜間において、介護が必要な人、通所が困難である自立訓練または就労移行支援の利用者。 ①生活介護利用者のうち、障害程度区分 4 以上の人（50 歳以上の場合は、区分 3 以上）。 ②自立訓練または就労移行支援のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である人。

(4) サービス見込量確保のための方策

サービス事業者との連絡調整を図ります。

「入所施設から地域生活への移行」や「入院中の精神障害者の地域生活への移行」の受け皿のひとつとして、グループホーム*、ケアホーム等の新設及び入所の支援施設への支援に努めます。

市内及び近隣市町村で活動する社会福祉法人*等の動向の把握に努め、市内へのグループホーム*、ケアホームの設置を呼びかけます。

4 指定相談支援

支給決定を受けた障害者で、特に計画的な支援を必要とする人が、指定相談支援事業者から「指定相談支援」（サービス利用計画の作成、障害福祉サービス事業者等との連絡調整：サービスの利用のあっせん・調整・契約援助・モニタリングなど）等を受けた場合、サービス利用計画作成費が支給されます。このサービス利用計画作成費については、利用者負担はありません。

[サービス見込量] ※ 各年度 10 月利用分の推計値

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
サービス利用計画作成対象者数	14 人日分	23 人日分	29 人日分	40 人日分

5 その他

(1) 補装具費の支給

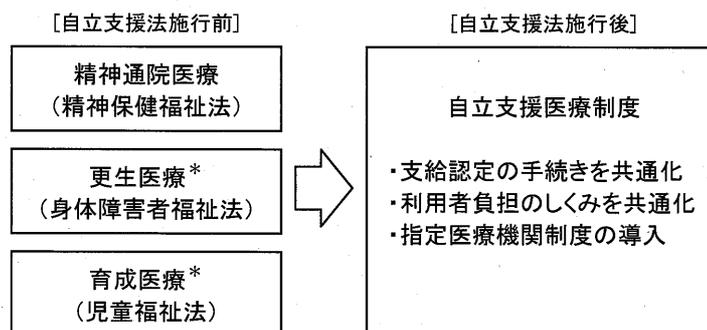
これまでの現物支給から、補装具費（購入費、修理費）の支給に変わりました。利用者負担についても定率負担となり、原則として1割を利用者が負担することになりました。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。

(2) 自立支援医療

これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療*、育成医療*）は、自立支援医療に変わりました。

自立支援医療は、障害のある方々が心身の障害の状況からみて、自立支援医療を受ける必要があり、かつ、世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。基本は1割負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる方々にもひと月当たりの負担に上限額が設定するなどの負担軽減策が講じられています。

《自立支援医療制度のイメージ図》



第4節 地域生活支援事業

1 相談支援事業

障害者の福祉に関するさまざまな問題につき、その相談に応じ必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行います。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
相談支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所

2 コミュニケーション支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳や要約筆記等の方法により障害者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ることを目的に支援を行います。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
コミュニケーション支援事業	3件	30件	35件	50件

3 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）、を給付又は貸与します。利用者負担については、住民税の課税状況により、原則として1割から3割又は全額を利用者が負担することになりました。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。

①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
②自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	点字器、人口喉頭等
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）	スロープ、手すり等、設置に小規模な住宅改修を伴う用具

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
①介護・訓練支援用具	4 件	5 件	5 件	6 件
②自立生活支援用具	7 件	7 件	8 件	10 件
③在宅療養等支援用具	18 件	20 件	20 件	22 件
④情報・意思疎通支援用具	9 件	9 件	10 件	12 件
⑤排泄管理支援用具	105 件	250 件	270 件	300 件
⑥居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	1 件	1 件	1 件	2 件
計	144 件	292 件	314 件	352 件

4 移動支援事業

屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
移動支援事業	17 人	20 人	30 人	40 人

5 地域活動支援センター*

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センター*を設置します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
地域活動支援センター	3 か所	3 か所	6 か所	6 か所